

プレジール製品に対する平成23年2月8日の知財高裁判決について

平素は弊社製品をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、キヤノン株式会社からLED関連特許(第3793216号)に基づいて訴えられていた事件について、知財高裁は、2月8日、プレジール製品のうち、プレジール7eシリーズ6機種の販売の差止を認容した東京地裁判決の取消を求めたプレジール及び販売グループ合計6社(プレジール、エステー産業、エムエスシー、サップ、3 E コーポレーション、オフィネット・ドットコム)の控訴を棄却する旨の判決を言渡しました。

また、知財高裁は、同日、上記特許を無効とする旨の特許庁の審決(無効2009-800101)を取消す旨の判決を言い渡しました。

弊社は、上記特許の技術的意義が適切に理解されるよう主張を尽くしましたが、結果として両判決においては当方の主張が受け入れられず、残念な結果となりました。また、両判決は、重要な争点について判断がなされず、拙速に結論を出したという問題点もありますので、弊社としては、再度当方の主張に理由があることを求めて、上告及び上告受理申し立てを行う方針です。

販売差止の対象となりましたプレジール7Eシリーズ6機種(PLE-C09Bを除くPLE-C07Eシリーズ)につきましては、上記特許に抵触しない後継製品の開発を完了しており、新製品としてPLE-CA07Eシリーズの販売を開始致しました。新製品の発売と同時に旧製品(PLE-C07Eシリーズ/PLE-C09B)の販売を終了させていただきます。

なお、販売差止の対象になっていないPLE-C320/321シリーズ、昨年末に発売しました増量シリーズのPLE-ZC09B/07Eシリーズ、PLE-ZC320B/321シリーズにつきましても順次新シリーズに切り替えてまいります。

弊社製品のユーザー、販売店の皆様には、ご迷惑をおかけ致しますが、今後もより良くお求めしやすいインクカートリッジを提供していく所存ですので、引き続きプレジール製品をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。